

旧	新
<p>(更新研修) 第 10 条 プライマリ・ケア看護師の認定更新審査を受けるためには、前条に加えて以下の研修を認定期間中に受講誌しなければならない。 (1)本学会が主催するプライマリ・ケア看護学ワークショップ 9 単位以上 (2)本学会学術大会への参加 1 回以上、または本学会の地域ブロック支部が主催する学術集会、研修会、講演会への参加 2 回以上</p> <p>(更新審査) 第 11 条 プライマリ・ケア看護師の認定の更新審査は次の <u>3</u> つの報告に基づいて認定制度委員会で行う。 (1) 認定期間中に取得したポイント (2) 認定期間中に受講した研修会受講証明書 (3) 認定期間中に取得したポイント</p>	<p>第 10 条(削除)</p> <p>(更新審査) 第 11 条 プライマリ・ケア看護師の認定の更新審査は<u>認定期間中に取得したポイントに基づいて認定制度委員会で行う。</u> <u>2 前項のポイントは別に定める表における必須項目を含まなければならない。</u></p>
<p>(認定の取り消し) 第15条 理事長は、認定委員会の報告に基づき、理事会の議決を経てプライマリ・ケア看護師の認定を取消すことがある。 2 前項の取り消し事由は細則に定める。</p>	<p>(認定の取り消し) 第 15 条 <u>プライマリ・ケア看護師が次の一つに該当するときは、認定制度委員会の報告に基づき、理事会の議決を経て認定を取り消す。</u> <u>(1) 看護師等の免許を取消されたとき</u> <u>(2) 看護師等の業務停止処分を受けたとき</u> <u>(3) 本学会の正会員でなくなったとき</u> <u>(4) プライマリ・ケア看護師として著しく不適切と認められるとき</u> <u>2 前項の(4)により認定の取り消しを行おうとするときは、認定制度委員会において当該プライマリ・ケア看護師から事情を聴取しなければならない。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p>(資格喪失) 第 15 条の 2 <u>プライマリ・ケア看護師が次のいずれかに該当するときは、プライマリ・ケア看護師の資格を喪失する。</u> <u>(1)定められた期日までに認定の更新の申請がされず、保留の申請もされないとき</u> <u>(2)認定の更新が認められなかったとき</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p>(再認定) 第 15 条の 3 <u>前条第 1 項によりプライマリ・ケア看護師の認定が取り消された者、前条第 2 項によりプライマリ・ケア看護師の資格を喪失した者は、第 6 条の要件を満たし(回復し)、申請時から過去 5 年間に於いて第 11 条に定めるポイントを取得していることを条件に、再び認定を受ける事ができる。再認定審査の方法は細則に定める。ただし、前条第 1 項(4)によりプライマリ・ケア看護師の認定が取り消された者の再認定要件は認定制度委員会でも個別に検討する。</u></p>

旧	新
<p>(新規追加)</p>	<p><u>(再認定審査)</u> <u>第 3 条の 2 プライマリ・ケア看護師の認定を取り消された者、または資格喪失した者が要綱第 15 条の 2 により再認定審査を受ける際の手続きと審査方法は、第 8 条から第 12 条を準用する。ただし、申請書類のうち第 10 条の(1)は、再認定審査申請書(様式看護師-9)を使用するものとする。</u> <u>2 再認定審査に合格した者の登録方法は第 6 条を準用する。</u></p>
<p>(認定更新の申請) 第 10 条 認定更新審査の申請に当たっては、期日までに次のものを認定委員会に提出しなければならない。 (1) 認定更新申請書 (2) 認定更新審査料を払い込んだ証明書のコピー (3) 認定期間中に受講した研修会受講証明書、集会等の参加証明書 (4) 認定期間中に取得したポイント取得証明書 (5) 事例報告書 2 前項のポイントは、事例、学会活動、講演、論文掲載等に関する表 1 に記載の項目から合計 50 ポイント以上を必須とする。事例を 5 事例で 50 ポイントでも可とする。</p>	<p>(認定更新の申請) 第 10 条 認定更新審査の申請に当たっては、期日までに次のものを認定委員会に提出しなければならない。 (1) 認定更新申請書 <u>(様式看護師-4)</u> (2) 認定更新審査料を払い込んだ証明書のコピー (3) 認定期間中に取得した <u>更新</u>ポイント <u>申請書(様式看護師-5)</u>および <u>証明書類</u> 2 前項のポイントは、事例、学会活動、講演、論文掲載等に関する別表「<u>プライマリ・ケア看護師更新手続きにおけるポイント換算表</u>」に記載の項目から <u>必須項目 10 ポイント以上を含む合計 50 ポイント以上を必須とする。</u></p>
<p>(事例報告書の内容) 第 11 条 第 10 条に定める事例報告書の内容は、第 4 条に準ずる。</p>	<p>第 11 条 (削除)</p>
<p>(認定の取り消し) 第 14 条 要綱第 15 条に定めるプライマリ・ケア看護師の認定の取り消し事由は、以下の通りとする。 (1) 看護師等の免許を取消されたとき (2) 看護師等の業務停止処分を受けたとき (3) 本学会の正会員でなくなったとき (4) 定められた期日までに認定の更新の申請がされず、保留の申請もされないとき (5) 認定の更新が認められなかったとき (6) プライマリ・ケア看護師として著しく不適切と認められるとき 2 本則第 15 条によりプライマリ・ケア看護師の認定を取消されたときは、認定制度委員会は新たにプライマリ・ケア看護師の認定審査を受けることができない欠格期間を定め、該当者に通知する。 3 プライマリ・ケア看護師の認定、認定の更新もしくは更新の保留が認められなかったとき、またはプライマリ・ケア看護師の認定が取消されたときは、様式看護師-8 によって理事長に異議を申し立てることができる。 4 前項の申立てを受けたとき、認定制度委員会は再審議し、理事会に諮った上で、理事長は結果を通知しなければならない。</p>	<p>(欠格期間) 第 14 条 要綱第 15 条によりプライマリ・ケア看護師の認定が取り消されたときは、認定制度委員会は新たにプライマリ・ケア看護師の認定審査を受けることができない欠格期間を定め、該当者に通知する。 <u>(異議申し立て)</u> <u>第 14 条の 2 プライマリ・ケア看護師の認定、認定の更新もしくは更新の保留が認められなかったとき、またはプライマリ・ケア看護師の認定が取消されたときは、様式看護師-8 によって理事長に異議を申し立てることができる。</u> 2 前項の申立てを受けたとき、認定制度委員会は再審議し、理事会に諮った上で、理事長は結果を通知しなければならない。</p>